



児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など  
**こども・子育て支援の拡充**が既に始まっています。  
給付の拡充には、令和8年度から始まる  
**子ども・子育て支援金**が充てられます。

## 拡充される給付の例

1  
児童手当  
の拡充

2  
妊婦の  
ための  
支援給付

3  
出生後  
休業支援  
給付

4  
育児時短  
就業給付

5  
こども  
誰でも  
通園制度

6  
育児期間中  
の国民年金  
保険料免除

### Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

### Q いつから始まるの？

A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。

### Q 支援金っていくらなの？

A 令和8年度の個人や世帯の支援金額（平均月額）の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。

健保組合：被保険者一人当たり約550円

国民健康保険：一世帯当たり約300円

後期高齢者医療制度：被保険者一人当たり約200円

支援金制度の詳細について  
知りたい方はこちら

こども家庭庁ホームページ  
「子ども・子育て支援金制度  
について」



こども家庭庁公式note  
「最近話題の「子ども・  
子育て支援金制度」  
について」

